

## 公立大学法人横浜市立大学診療講師の称号付与に関する要綱

制 定 平成26年11月1日  
最近改正 平成31年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「附属2病院」という。）の診療において優れた業績を有し、病院運営・経営に貢献した附属2病院所属の教員に診療講師の称号を付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考基準)

第2条 診療講師は、学術院医学群調整会議で次の要件をすべて満たしていると認められた者の中から選考する。

- (1) 附属2病院の助教、あるいは病院等における診療科部長、副部長、科長、医長等の経験を原則3年以上有すること
- (2) 臨床において優れた診療能力と実績を有していること
- (3) 優れた教育指導力を有していること
- (4) 学位を取得している、または概ね2年程度の期間以内に学位取得の見込みがある者

### (選考手続き)

第3条 附属2病院の病院長は、診療講師の称号を付与すべき者について、教室主任教授の推薦に基づき学術院医学群調整会議の審議を経て、任命できる。

2 選考にかかる必要事項は「公立大学法人横浜市立大学診療講師の称号付与に関する内規」に定める。

### (称号を付与する期間)

第4条 病院長は、前条により称号を付与するときは、その称号を付与する期間を2年以内の期間と定めるものとする。

2 前項の期間は更新することができる。

### (身分、待遇等)

第5条 診療講師の称号を付与された教員のその他の待遇等は、称号を付与することにより変更しない。

### (称号の取消し)

第6条 病院長は、診療講師が次の各号に該当したときは付与した称号を取り消す。

- (1) 講師に昇任したとき
- (2) 附属2病院所属から医学部所属に異動したとき
- (3) 退職したとき
- (4) 本人が申し出たとき
- (5) 診療講師の称号を得たのち所定の期間内で学位を取得できなかったとき
- (6) その他診療講師にふさわしくない行為があったとき

### (その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、学術院医学群調整会議で定めることが  
できる。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。